

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、由利本荘市鳥海町上川内字八木山127番地2 佐藤常喜ほか6人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（枯木第一地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月26日から同年4月20日まで
- 3 縦覧場所
由利本荘市鳥海町伏見字赤渋28番地1 由利本荘市鳥海総合支所産業課